

○外国の高官等が乗艇している短艇に対する自衛艦の敬礼について(通知)

平成3年6月27日
海幕総務第3108号

改正 平成10年3月11日 海幕総務第1236号〔第1次改正〕

平成16年4月8日 海幕総務第2077号〔第2次改正〕

平成21年10月1日 海幕総務第7520号〔第3次改正〕

海上幕僚監部監理部長から各部隊の長・各機関の長あて

外国の高官等が乗艇している短艇に対する自衛艦の敬礼について（通知）

標記について、礼式の目的及び意義にそつて、下記のとおり儀礼を実施することとされたので通知する。

記

1 受礼者

受礼者は、外国の元首、王族、高官、陸海空軍の将官（以下「外国の高官等」という。）とする。

2 旗章の掲揚

(1) 短艇は、メインマストに外国の旗章を掲揚するものとする。

この場合において使用する旗章は、当該国の国旗とする。

(2) 内閣総理大臣旗等又は指揮官旗を掲揚する短艇に、外国の旗章を掲揚する場合は、これを併用するものとする。

3 自衛艦の敬礼

外国の旗章を掲揚する短艇の通過時、近傍に在泊する自衛艦は、当該短艇に対し、自衛艦の敬礼を行う。